

日本脳炎予防接種説明書

(接種前に必ずお読みください)

<日本脳炎について>

日本脳炎ウイルスの感染によっておこります。人から人に直接感染することではなく、ブタの中で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10 日の潜伏期間後、高熱、頭痛、嘔吐(おうと)、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。

日本脳炎ウイルスは西日本を中心として日本全体に分布しています。以前は小児、学童に多く発生していましたが、予防接種の普及などで減少しました。最近では、予防接種を受けていない高齢者を中心に発生しています。感染者のうち 100～1,000 人に 1 人が脳炎等を発症します。脳炎にかかった時の死亡率は約 20～40%ですが、死に至らない場合でも、神経の後遺症を残す人が多くいます。感染を防ぐうえで最も確実な方法は予防接種を受けることです。

<日本脳炎予防接種について>

【接種方法】

期	接種回数	対象年齢	標準的な接種時期	接種方法
第 1 期	初回 2 回	生後 6 か月～ 7 歳 6 か月未満	3 歳	6 日以上 (標準的には 28 日まで) あけて 2 回接種
	追加 1 回		4 歳	第 1 期初回 2 回目終了後、6 か月以上 (標準的にはおおむね 1 年) あけて 1 回接種
第 2 期	1 回	9 歳～13 歳未満	9～10 歳	9 歳以上 13 歳未満で 1 回接種 (※)

※ 第 1 期の接種を 3 回受けた人は、最後の接種からおおむね 5 年～10 年毎に 1 回接種することで脳炎の発症を予防することが可能なレベルの抗体が維持されることが期待されます。

(7 歳 6 か月に至るまでに第 1 期を 3 回受けていない場合)

第 2 期対象年齢 (9 歳～13 歳未満) で 1 回は第 2 期として定期接種 (無料) で受けられますが、残りの不足分は任意接種 (自費) となります。医師と相談の上お受けください。

【副反応】

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの添付文書によると、臨床試験において生後 6 か月以上 90 か月未満の小児 123 例中 49 例 (39.8%) に副反応が認められ、その主なものは発熱 (18.7%)、咳 (11.4%)、鼻汁 (9.8%)、注射部位紅斑 (8.9%) であり、これらの副反応のほとんどは接種 3 日後までにみられたとされています。

<裏面に続きます>

<予防接種を受ける前の注意事項>

予防接種は体調の良い日に行うことが原則です。以下の場合には接種を受けることができません。

- (1) 明らかに発熱（通常 37.5℃以上）がある場合
- (2) 重い急性の病気にかかっていることが明らかな場合
- (3) 受ける予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- (4) 生ワクチン（おたふくかぜ、水痘等）を接種してから中 27 日以上、不活化ワクチン（インフルエンザ等）を接種してから中 6 日以上経過していない方
- (5) その他、医師が不適當な状態と判断した場合

<予防接種を受ける前に医師とよく相談しなければならない方>

- (1) 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気、喘息、その他慢性の病気で治療を受けている方
- (2) 予防接種で接種後 2 日以内に、発熱、発しん、じんましんなどアレルギーと思われる症状がみられた方
- (3) 今までにけいれんを起こしたことがあるお子さん
- (4) 過去に免疫不全の診断をされた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合
- (5) 予防接種の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

<予防接種を受けた後の注意事項>

- (1) 接種後 30 分程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしましょう。
- (2) 接種後、1 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- (3) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- (4) 接種当日はいつもどおりの生活でかまいませんが、激しい運動は避けましょう。
- (5) 接種後、接種部位のひどい腫れ、高熱などの体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

<予防接種要注意者制度について>

予防接種を受ける際に医師により「注意を要する」と判断された方に対し、「予防接種要注意者紹介制度」があります。この制度を利用される場合は、事前に手続きが必要です。市の保健センター窓口（四季健康館・小川保健相談センター）へご相談ください。

<予防接種による健康被害救済制度について>

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた際には、予防接種法に基づく救済を受けることができます（予防接種との因果関係が認められた場合）。万が一、給付申請の必要が生じた場合には、四季健康館健康増進課までご連絡ください。